

<<<新旧対照表>>>

新		旧
<u>【廃止】</u>		多治見市南姫財産区個人情報保護条例 平成17年9月28日条例第47号 多治見市南姫財産区が保有する個人情報の取扱いについては、多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号）の例による。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
摘要	廃止理由 南姫財産区は、地方自治法第三編第四章に定める特別地方公共団体であり、多治見市とは異なる法人格を保有する。このため、多治見市における例規類中の表記によっては、南姫財産区が適用対象とならないことがある。このため、本条例を含む3条例が制定されているが、当該3件以外で漏れが生じる可能性がある。 このため、南姫財産区については、包括的に多治見市の例によるとする条例を制定し、本条例を含む3件を廃止することとします。	